

令和元年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和元年9月20日（金） 午前9時 から 午前10時10分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	欠	新原 晃憲	出	畠井 孝二	欠	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
欠	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	欠	清水 洋平
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係

主 査 山中 俊明

5 事務局職員 局 長 長友 浩志

次長兼振興係長 西迫 博

農地係長 下原 隆二

主 査 福嶋 雅明

主 査 鳥巢 良和

主 査 根木原 英一

主 査 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）

主 査 村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）

主 査 前田 健二（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・農地の競売に係る買受適格証明願の承認について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
[報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る計画内容について
[その他]
- ・地域別農業委員会農地利用最適化推進会議について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 園田 誠 委員 ・ 村山 みつ子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第6回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和元年9月20日(金) 開会 午前9時 閉会 午前10時10分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和元年度第6回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席は、榎原委員、新原委員、障子田委員の3名です。出席委員数は、18名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、推進委員の欠席は、清水委員の1名です。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号14番の園田委員と、15番の村山委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議長 1頁、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第45号、1頁から22頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和元年9月24日です。合計面積は、17万3千923㎡、うち更新分13万4千279㎡、内訳、田2万1千366㎡、畑15万2千557㎡です。利用権を設定する者57人、設定を受ける者31人です。始期は、いずれも令和元年10月1日です。期間は、1年、2年、3年、5年、6年、10年です。次の3頁から17頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番、2番は、設定期間が1年で、賃借権で新規設定。3番は、設定期間が2年で、賃借権で新規設定。4番、5番は、設定期間が3年で、賃借権で再設定。

次に、4頁、6番から7頁の17番までは、設定期間が5年です。4頁、6番は、賃借権で新規設定。7番から9番までは全て、賃借権で再設定。

次に、5頁、10番から13番までは全て、賃借権で再設定。

次に、6頁、14番から17番までは全て、賃借権で再設定。

次に、7頁、18番から13頁の44番までは、設定期間が6年です。7頁、18番から20番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、8頁、21番は、使用賃借権で新規設定。22番から24番までは全て、賃借権で新

規設定。25番は、賃借権で再設定。

次に、9頁、26番から29番までは全て、賃借権で再設定。

次に、10頁、30番から33番までは全て、賃借権で再設定。

次に、11頁、34番から37番までは全て、賃借権で再設定。

次に、12頁、38番から42番までは全て、賃借権で再設定。

次に、13頁、43番、44番は、賃借権で再設定。次の45番から17頁の58番までは、設定期間が10年です。13頁、45番、46番は、賃借権で新規設定。

次に、14頁、47番、48番は、賃借権で新規設定。49番、50番は、使用賃借権で再設定。

次に、15頁、51番から54番までは全て、賃借権で再設定。

次に、16頁、55番は、使用賃借権で再設定。56番は、賃借権で再設定。

次に、17頁、57番、58番は、賃借権で再設定。以上です。

議長 　ただいま事務局から説明がありました、3頁、1番、2番までの1年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、3番の2年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3頁、4番、5番の3年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4頁、6番から7頁、17番までの5年もの12件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、7頁、18番から13頁、44番までの6年もの27件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、13頁、45番から17頁、58番までの10年もの14件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、18頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」事務局の説明をお願い

します。

下 原 所有権移転について、18 頁から 22 頁です。18 頁で説明します。公告年月日は令和元年 9 月 24 日、合計面積は、畑 2 万 2 千 713 m²です。所有権を移転する者 10 人、所有権の移転を受ける者 9 人です。19 頁をご覧ください。1 番は、あっせん協議成立。次の 2 番から 21 頁の 10 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 次に、22 頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、あっせん委員の寺下委員に報告をお願いします。

寺 下 議席番号 16 番、寺下です。1 番について、報告いたします。9 月 5 日、譲渡人と譲受人の確認のもと、委員 2 名、事務局職員が同席し、鹿児島きもつき農協東部支所で農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、肉用牛を主としておられます。協議の結果、10 アール当たり 29 万円の総額 30 万円で、あっせんが成立いたしましたことを報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議成立 1 件と所有権移転協議成立 9 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、23 頁、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 46 号、23 頁から 26 頁です。26 頁で説明します。今回は、所有権移転 12 件で、内訳は、田 14 筆、1 万 3 千 280 m²、畑 12 筆、1 万 1 千 601 m²、計 26 筆、2 万 4 千 881 m²です。

初めに、23 頁です。1 番は、田 1 千 456 m²の売買です。2 番は、田 3 千 600 m²の売買です。3 番は、畑 895 m²の売買です。4 番は、田 667 m²の売買です。

次に、24 頁、5 番は、田 962 m²の売買です。6 番は、田 2 千 84 m²の売買です。7 番は、畑 943 m²の売買です。8 番は、畑 1 千 816 m²の売買です。

次に、25 頁、9 番は、田 4 千 511 m²の売買です。10 番は、畑 1 千 936 m²の売買です。11 番は、畑 1 千 309 m²の売買です。次の 12 番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、25 頁、26 頁に掛けての 12 番を入佐委員に報告をお願いします。

入 佐 推進委員の入佐です。去る 9 月 11 日、記載の 2 名の委員と事務局で農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

25 頁 12 番ですが、農業開始と下限面積の調査です。申請者は、去年から申請地を借り受けて、梅の栽培をしていますが、今回その農地を取得して、今後も梅の栽培をやっていくとのことでした。作業に必要な農機具は、モア、草刈り機等を所有していました。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超えることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3 条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、27 頁、議案第 47 号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 47 号、27 頁の 1 件です。1 番は、当初の事業では、貸家目的で申請地を取得しましたが、貸家建築の工務店が多忙で事業着手できず、貸家事業としての継続が困難となり、今回、事業継承者との希望条件に合致したことから、事業計画の変更を行うものです。29 頁、5 条申請の 6 番と関連です。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありました、1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、28 頁、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 48 号、28 頁から 31 頁です。31 頁で説明します。今回は、15 件、田 1 筆、334 m²、畑 15 筆、1 万 512 m²、計 16 筆、1 万 846 m²となっています。

28 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。2 番は、一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。3 番は、建売住宅、通路を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。4 番は、牛舎、運動場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。次の 5 番から 31 頁の 15 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、28 頁、5 番から 29 頁、7 番までを新村委員に、29 頁、8 番、9 番を有馬委員に、30 頁、10 番から 12 番までを西ノ原委員に、30 頁、13 番から 31 頁、15 番までを永山委員に報告をお願いします。

新村 議席番号4番の新村です。去る9月10日、有馬推進委員と新村で、農業委員会事務局の案内のもと、鹿屋、串良、輝北地区の農地法第5条申請に係る現地調査を行いましたので、調査の結果を報告いたします。私の持分は28頁の5番から29頁の7番までの3件です。

まず28頁の5番の案件です。申請地は国道220号、串良町十三塚交差点の南西側に位置し、北側及び東側は住宅や商業施設に隣接した農地で、申請者はここに一般住宅とカーポートを建築、設置するということでありました。申請地の南西側については、10ha以上の農地の広がりがありますが、申請地が集落に接続していることから、農地区分は「集落接続施設」1の3に該当すると思われます。

次に29頁の6番の案件です。申請地は串良町富ヶ尾中央公民館の東側に位置する農地で、申請者はここに一般住宅を建築したいということでありました。この案件は、先ほど承認していただきました27頁の事業計画変更と関連しており、以前、志布志市の住宅メーカーが貸家建設目的で許可を得ていたもので、今回申請者が譲り受け一般住宅を建築するものです。申請面積が一般住宅の許可面積500㎡を25㎡超えています。県道との段差があり緩衝地帯を設けることからやむを得ないものと判断しました。申請地は集落のほぼ中心部に位置し、住宅と県道に囲まれた農地であることから農地区分は、いずれの要件にも該当しない、第2種農地の許可基準である「その他の農地」2の4に該当するものと思われます。

次に7番の案件です。申請地は、札元、王子公民館の北東に位置しており、申請地は既に当該農地に物置と通路を建築、設置されており、始末書が添付されての申請です。今回父親からの所有権移転の段階で農地であることが発覚したということです。申請地は住宅に囲まれ、他に支障を及ぼすことのない農地であることから、農地区分は、いずれの要件にも該当しない、第2種農地の許可基準である「その他の農地」2の4に該当するものと思われます。

以上3件は、いずれの案件も農地法第5条の許可要件を満たしており、排水や土砂の流出防止等の被害防除対策も計画されていることから、調査員の総意として、転用することにより他に影響を与えることが考えられず、転用はやむを得ないものと判断いたしました。以上です。

有馬 推進委員の有馬です。去る9月10日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、29頁の8番ですが、申請地は旭原公民館の西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の解体業の役員で、申請地に資材置場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

なお、申請地以外の一部 1,586 m²については、平成 14 年 3 月 27 日付けで店舗・駐車場の目的で許可を受けております。

次に、9 番ですが、申請地は輝北町白別府公民館の南側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業を行う法人で、申請地に太陽光発電施設の管理用通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、隣接地の太陽光発電施設は、平成 30 年 12 月頃から設置されており、同時期に管理用通路として設置していたことから、始末書を添付しての申請になります。

以上、8 番、9 番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

西ノ原 議席番号 6 番の西ノ原です。去る 9 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、30 頁の 10 番ですが、申請地は市役所の南側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の圧送業の役員で、申請地に駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、既に平成 25 年頃から駐車場として利用していたことから、始末書を添付しての申請になります。

次に、11 番ですが、申請地は下堀公民館の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、建売住宅 7 棟、通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、12 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、10 番から 12 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

永 山 推進委員の永山です。去る 9 月 11 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、30 頁の 13 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、14 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、現地調査の時点で、シラスを入れてあることが判明したため、今回の申請に伴う始末書を求めました。

次に、31 頁の 15 番ですが、申請地は鹿屋工業高校の南東側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外にて借家住まいであり、帰省して申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、13 番から 15 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　ただいま説明、報告がありました、28 頁から 31 頁までの許可申請 15 件です。ご異議ありませんか。

泊 　30 頁の 11 番ですが、右の方の現況のところの東側が「用悪水路」と書いてありますが、土側溝で悪いものなのか、記載間違いなのか、説明をお願いします。

下 原 　ただ今のご質問ですが、登記簿上、「用悪水路」となっておりましたので記載をしております。以上です。

泊 　と言うことは、排水施設を整備計画すると、先ほど、西ノ原委員が報告しておりましたが、水路が土側溝で崩れている状況なのか、そこら辺りの調査報告はどうですか。それであれば、排水施設をですよ、水路が悪ければ、大きな側溝を入れるかどうかという話までであると思うのですけれども。

下 原 　排水路につきましては、南側の道路に側溝が付いておりますので、そこに接続するというような計画になっております。

泊 　解りましたけれども、用悪水路という表現があるのですかね。悪が先にきて悪用水路なら

少し解るのですけれども、用悪水路という意味が繋がりませんよ。

下 原 登記簿上は、「用悪水路」という名目がございます。

泊 解りました。以上です。

議 長 他にございませんか。

「異議なし」

それでは、「異議なし」ですね、異議なしですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、32 頁、議案第 49 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 49 号、32 頁から 48 頁です。34 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、12 件、畑 4 万 3 千 80 m²となっています。次の 35 頁から 48 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、32 頁、1 番から 33 頁、6 番までを上之原委員に、33 頁、7 番から 34 頁、12 番までを鶴田委員に報告をお願いします。

上之原 議席番号 5 番の上之原です。去る 9 月 10 日、記載の 2 名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、32 頁の 1 番ですが、周辺図等は 35 頁から 37 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋体育大学の西側に位置するところと南東側に位置するところで、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、国土交通省で、申出地に国道 220 号古江バイパス道路を整備する計画です。国が道路に転用する場合は、農地転用の許可は不要となります。

次に 33 頁、2 番ですが、周辺図及び配置図は 38 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、高牧自治公民館の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりが無く、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地と判断されます。申出人は、市内の農業資材販売や太陽光発電事業等を営む法人で、申出地に太陽光発電施設を整備する計画です。申出地は、第 2 種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図及び配置図は 39 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、浜田小学校跡地の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりが無く、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第

2種農地と判断されます。申出人は、市外の太陽光発電事業等を営む法人で、申出地に太陽光発電施設を整備する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に4番ですが、周辺図及び配置図は40頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、野里町集落センターの南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内在住の建設業を営む方で、申出地に貸家、作業場、通路を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図及び配置図は41頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、下堀町公民館の西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内在住の農業者で、申出地に農家住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図及び配置図は42頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋ハートセンターの北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地に建売住宅6棟、進入用道路を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、2番から6番までは、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

鶴田 推進委員の鶴田です。去る9月10日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、33頁の7番ですが、周辺図及び配置図は43頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋ハートセンターの北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、申出地の隣接地で土木建設業を営む法人で、申出地に事務所、倉庫、駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に8番ですが、周辺図及び配置図は44頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申

出地は、鹿屋旭原郵便局の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地に建売住宅 8 棟、通路及び駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 9 番ですが、周辺図及び配置図は 45 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、輝北中学校の北東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内のお茶農家で、申出地に農業後継者である息子の農家住宅を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 10 番ですが、周辺図及び配置図は 46 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、串良平和公園の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある農用地区域内農地です。申出人は、市内で肉用牛の肥育経営を行う法人で、申出地に堆肥舎、堆肥仮置場を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると思われま。

次に 11 番ですが、周辺図及び配置図は 47 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平町の下名小学校の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の不動産業を営む法人で、申出地に建売住宅 5 棟、通路及び駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 12 番ですが、周辺図及び配置図は 48 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、吾平家畜集合指導センターの北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地は山林化しており、耕作できないため、山林として管理する計画です。申出地は、雑木林地となっており、20 年以上経過していると認められ、農地への復元も困難であることから、非農地であると判断しました。また周辺農地への影響もないと思われることから、農振除外は支障がないと判断しました。

以上、7 番から 11 番までは、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。また、12 番については、非農地であると認められることから、農振除外は支障がない

と判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告があった 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、49 頁、議案第 50 号「農地の買受適格証明願の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 50 号、49 頁の 3 件です。1 番から 3 番は、第 2 回総会で審議済であり、農地法第 3 条の規定による適格者であることを認めます。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ということで、申請どおり買受適格者である旨の証明書を発行します。なお、この案件は、今回の総会で承認された案件ですので、今後、3 条申請が提出されたときは、会長の専決処分とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件に係る 3 条申請は、会長専決処分とします。

次に、50 頁、議案第 51 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 　　議案第 51 号、50 頁です。今回は 3 件、畑 3 筆、910.02 m²です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、50 頁、1 番から 3 番までを畠井委員に報告をお願いします。

畠 井 　　議席番号 13 番の畠井です。去る 9 月 11 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

まず、50 頁の 1 番ですが、申請地は、高須小学校の東に位置し、昭和 57 年から建物敷地として利用しているとのことでした。現状から見て、20 年以上経過していると認められ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は星塚敬愛園の南に位置し、昭和年代から山林化していたとのことでした。現地の状況からしても大木もあり、20 年以上経過していると認められ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は申良中学校の南に位置し、昭和60年から宅地への進入路として利用しているとのことでした。状況からしても20年以上経過していると認められ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、51頁、議案第52号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第52号、51頁から80頁です。今回新たに、譲渡希望が65頁、176番から180番まで、次に、賃貸借希望が79頁、173番から177番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申し出農用地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

65頁、土地の所有者からの譲渡希望の、176番、177番を、畠井委員と西元委員に、178番を、寺下委員と持増委員に、179番を、西ノ原委員と谷口委員に、180番を、田中委員と田村委員をお願いします。

次に、79頁、賃貸借希望の173番を、村山委員と本村委員に、174番を、郷原委員と藏ヶ崎委員に、175番を、西ノ原委員と谷口委員に、176番、177番を、泊委員と村場委員をお願いします。

次に、81頁、議案第53号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第53号、81頁です。相続税の納税猶予については、農業相続人が相続により農地を取得し、引き続き耕作を行う場合には納税の猶予を受けることができる制度です。なお、相続税の申告期限から原則20年を経過すれば、猶予されている税額は免除されるというものです。今回、対象となる農地があることから、その利用状況について、鹿屋税務署から確認依頼があったものです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、1番を入佐委員に報告をお願いいたします。

入 佐 推進委員の入佐です。去る9月11日、記載の2名の委員と事務局で相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、現地調査を行いましたので報告します。

81頁1番ですが、対象農地は、平成11年に相続し、引き続き20年間、自ら耕作、管理してきたとのことでした。農地の全部について、耕作、管理をしており、調査員としては、自ら農地として使用していることを確認しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、税務署へ農地の利用状況を報告いたします。

次に、82頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、82頁から85頁です。85頁で説明します。今回は14件、田9筆、9千457㎡、畑14筆、2万5千636㎡、計23筆、3万5千93㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、82頁です。1番から5番までは、借り手の変更。

次に、83頁、6番から9番までは、借り手の変更。

次に、84頁、10番は、借り手の変更。11番から13番までは、借り手の都合。

次に、85頁、14番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、82頁から、85頁まで14件の合意解約です。

次に、86頁「農業振興地域整備計画の変更に係る計画内容について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 1番は、第4回総会で審議した農業振興地域整備計画の変更について、内容の一部に変更があったため、報告とさせていただくものです。当初の計画では、申出地の一部1,000㎡について、農業用施設用地への用途変更でありましたが、申出地の全部1,223㎡が必要になったことから、農林水産課と協議を行い、面積の変更を行ったところです。28頁、5条申請の4番と関連です。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、計画内容の変更であります。

以上で、第6回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

他になければ、事務局からの連絡事項をお願いします。

西 迫 お手元に配布してあります。令和元年度地域別農業委員会農地利用最適化推進会議が、10月9日（水曜日）13時30分から大崎町のあすばる大崎で開催されますので皆さんの参加を

よろしくお願いいたします。当日は、「農業委員会業務必携 2019 年度」を使用しますのでご持参ください。前回配布しましたこの冊子をご持参ください。また、駐車場も限られておりますので、できれば乗り合わせでお願いいたします。

局 長 それでは、10 月の調査委員を申し上げます。

- ・10 月 10 日、木曜日、4 条・5 条の調査が、倉田委員、本村委員です。
- ・10 月 10 日、木曜日、農振調査が、泊委員、徳田委員です。
- ・10 月 11 日、金曜日、4 条・5 条の調査が、田中委員、西元委員です。
- ・10 月 11 日、金曜日、3 条調査が、牧之瀬委員、鬼塚委員です。

10 月の総会は、10 月 23 日、水曜日の 9 時からとなります。

下 原 農地係からのお願いです。農地法の第 3 条、4 条、5 条の許可後の調査について、お手許の方に調査表と航空写真を配布しております。推進委員さんの方々になりますが、今回の調査は昨年の 7 月から 9 月に許可のあった案件でございます。3 条については全件調査で耕作状況の確認をしていただくということで、4、5 条につきましては、進捗状況の報告書が出ていないものについての調査になります。お忙しいところとは存じますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第 6 回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

(閉会)